

三重県公益認定等審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三重県公益認定等審議会条例（平成14年三重県条例第42号）第13条の規定に基づき、三重県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第2条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知する。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

2 会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。この場合において、会長はその結果について次の会議に報告しなければならない。

(審議の中立性・公正性の確保)

第3条 委員は、審議会の権限に属する事項に関し判断の中立性・公正性に疑念を生じさせるおそれのある事情がある場合は、審議会の承認を得て審議及び議決を回避することができる。

(資料提出その他の協力)

第4条 会長は、適当と認める者に対して、会議への出席、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(審議及び答申等)

第5条 諮問に対する審議は、知事から諮問書及び必要な資料の提供を得て行う。

2 審議会が知事に対して行う答申及び勧告は、文書をもって行う。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、非公開とする。

(1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第51条において準用する同法第43条第1項又は第3項の規定による諮問に対する審議を行う場合

(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第138条第2項において準用する同法第133条第2項、第3項（第3号を除く。）又は第4項の規定による諮問に対する審議を行う場合

- (3) 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第38条において準用する同法第34条第1項又は第3項の規定による諮問に対する審議を行う場合
- (4) 前3号のほか、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）第7条各号に定める非開示情報が含まれる事項について審議を行う場合
- (5) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると審議会が認める場合

2 会議を公開する場合における傍聴要領は、別に定める。

（議事録の作成）

第7条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題
- (4) 審議経過
- (5) 議決事項
- (6) その他必要な事項

（議事録等の公表）

第8条 会議の議事録は、公表する。ただし、議事録に三重県情報公開条例第7条各号の規定に該当する情報が記録されている場合は、その全部又は一部を公表しないことができる。

2 前項の規定により議事録等を公表しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。